

○運転免許の取消し等に必要資料を提供した医師に対する協力謝金交付規程

(昭和42.8.25
鹿児島県公安委員会規程2)

改正 前略…平成14.5公規程4

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県公安委員会（以下「委員会」という。）が道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項又は第103条第1項に該当する者の運転免許の取消し、拒否等に必要資料等を提供した医師に対して交付する協力謝金について必要な事項を定めるものとする。

見出し…改正・本条…一部改正(平成14.5公規程4)

(謝金交付の要件)

第2条 委員会は、警察署長（以下「署長」という。）が運転免許を受けている者で、道路交通法第90条第1項又は第103条第1項に該当する者となつたと認められるものの免許の取消し、拒否等の上申に際し、そのことを証明する診断書等必要資料を提供した医師に対し、協力謝金を交付するものとする。

本条…一部改正(平成14.5公規程4)

(協力謝金の額)

第3条 協力謝金の額は、別表のとおりとする。

(協力謝金の上申)

第4条 署長は第2条に基づく診断書等医師の資料の提供があつた場合は、協力謝金交付上申書（別記様式）により委員会に上申しなければならない。

(協力謝金の決定)

第5条 委員会は前条の規定により協力謝金交付上申書を受けたときは、その内容を審査し、謝金の額を決定して当該署長へ通知する。

(協力謝金の交付)

第6条 協力謝金は、鹿児島県会計規則（昭和62年度鹿児島県規則第30号）の規定により診断書等の資料を提供した当該医師に対し交付する。

第5編 交通 運転免許の取消し等に必要な資料を提供した医師に対する協力謝金交付規程

本条…全部改正(平成14.5公規程4)

(事務処理)

第7条 この規程による事務は、検察本部にあつては免許管理課、警察署にあつては交通課において処理するものとする。

本条…一部改正(平成14.5公規程4)

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は警察本部長が定める。

附 則

この規程は、昭和42年9月1日から施行する。

附 則 (昭和45.4.28公規程4)

この規程は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50.4.25公規程1)

この規程は、昭和50年4月25日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55.9.4公規程2)

この規程は、昭和55年9月4日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (平成14.5.31公規程4)

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

協 力 謝 金 基 準 表

協力謝金の額	認 定 基 準
1件 3,000円以内	警察署長の照会に対し医師の回答があつたもの、又は医師が自発的に診断書等資料を提供したもの